三　利用方法

①　書籍「火山と日本の神話　亡命ロシア人ワノフスキーの古事記論」において複製し、一、〇〇〇部を定価二、〇〇〇円で公衆に譲渡する。

②　①に加えて、必要に応じて一〇〇部を単位として追加で複製して公衆に譲渡する。

③　電子書籍「火山と日本の神話　亡命ロシア人ワノフスキーの古事記論」において複製し、五十ダウンロードを上限として定価一、〇〇〇円で公衆送信する。

④　③に加えて、必要に応じて五十ダウンロードを単位としてダウンロード数の上限を変更する。

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

（別表）

題号	著作者名	利用方法（複製、譲渡）			担保金の額（税込）	必要に応じて100冊を単位として追加で複製する場合の補償金の額（税込・単位：円）
		当該著作物を利用する書籍名	定価	部数		
火山と太陽	アレクサンドル・ワノフスキー	火山と日本の神話　亡命ロシア人ワノフスキーの古事記論	2,000（本体価格）	1,000部	36,115	3,612
大きな運命を担う人―地下運動時代のレーニンを語る					4,104	410
浅間山の幻想					821	82
				合計	41,040	4,104

題号	著作者名	利用方法（複製、公衆送信）			担保金の額（税込）	必要に応じて50ダウンロードを単位としてダウンロード数の上限を変更する場合の補償金の額（税込・単位：円）
		当該著作物を利用する電子書籍名	定価	部数		
火山と太陽	アレクサンドル・ワノフスキー	火山と日本の神話　亡命ロシア人ワノフスキーの古事記論	1,000（本体価格）	50ダウンロード	903	903
大きな運命を担う人―地下運動時代のレーニンを語る					103	103
浅間山の幻想					20	20
				合計	1,026	1,026

○文化庁告示第六十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年二月二十三日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十一月十日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　いっぴきののねずみ　不明　左記三①の利用については二、一〇六円、左記三②の利用については五四、〇〇〇円、左記三③の利用を行う場合は、一年間ごとに五四、〇〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　株式会社学研教育みらい（代表取締役社長　宮原雄一）

三　利用方法

①　手袋人形（本体価格二、〇〇〇円（税抜）、二、〇〇〇体製作）に付属する取扱説明書に掲載し、公衆に譲渡する。

②　株式会社学研教育みらいのウェブサイトにおいて、一年間無料でストリーミング形式の公衆送信を行う。

③　②について、必要に応じて、一年間を単位として利用期間を延長する。

○文化庁告示第六十二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年二月二十三日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十一月十日

文化庁長官　宮田　亮平